

令和3年1月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日(金) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - 議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(20名)

1番 永利 春雄	2番 寺崎 廣喜
3番 (欠員)	4番 山下 芳文 (欠席)
5番 山田 憲二	6番 永利 昇
7番 大中 久敏	8番 野田 敏之
9番 山田 武二	10番 (欠員)
11番 白木 治	12番 廣田 一郎
13番 米倉 一雄	14番 中原 孝司
15番 藤井 豊志	16番 柳 文子
17番 天本 徹	18番 田籠 新
19番 白木 隆弘	20番 井手 浩
21番 久光 壽子	22番 草場 小夜子
23番 伊藤 武則	
5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 年頭に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

改めまして、皆様、新年明けましておめでとうございます。

今年もまたよろしく願いいたします。

年末年始は寒い日もありましたが、ご家族でゆっくり過ごされたものと思います。

去年は、新型コロナウイルス感染症で大変な年でしたが、今年は災いの少ない年になってほしいものです。

本日は、雪で足元の悪いなか、また、年初の大変忙しい中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。議案5件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は20名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号4番委員より欠席届が出ています。

よって、令和3年1月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、2番 寺崎 廣喜 委員、5番 山田 憲二 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、18件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、力武地内の畑1筆です。3条による無償移転で贈与とな

ります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

位置図にも記載しておりますように、申請地の西側の2筆は、令和2年6月総会において審議いただいたものですが、本来はその売買の時に、合わせて申請すべきものであったとのことで、今回、贈与という形で所有権移転を行うところで申請がっております。

次に、番号2は、小郡地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3から番号17番までは、一括での説明をいたします。譲受人は同一人となります。福童地内の田17筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

番号17のみ譲渡人は農業廃止のためですが、その他の譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書6ページ、番号18は、大板井地内の田2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、小郡地内の畑1筆です。

露天駐車場を設置するために申請されたものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農地の連なりや宅地化の状況が、住宅、事業用施設等が

連担している程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が、概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に区分されます。

また、第2種農地に区分された場合には、候補地比較が必要となりますが、そちらの方も提出されており、立地基準上は問題ないものと思われれます。

なお、申請地内に盛り土を行い、大型車両13台分と普通車8台分の駐車場を配置します。

雨水排水については、北側に排水桝を設置し、東側の県道小郡基山線の側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2及び番号3は、同一場所の同一案件の申請となりますので、合わせて説明いたします。二ヶ地内の田3筆、畑1筆、合計4筆です。

建売住宅を建設するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の東側に農地が連なっています。概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となり、第1種農地に該当します。

今回、申請地の東側の市道内には、上・下水道管が埋設されていること。申請地を起点に概ね500メートル圏内に、御原保育所及び御原小学校の2教育施設が位置していること。以上のことから、市道に面する農地、1筆のみですが、第3種農地に該当します。

この他3筆については、先ほど申し上げたとおり、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となり、第1種農地に該当します。

市道に面しない第1種農地については、第1種農地の例外規定である「住宅その他申請地の周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の例外規定に該当するため、立地基準上問題ないものと思われれます。

計画図をご覧ください。土地利用計画図から申請地内に6メートルの道路を計画し、その道路内に側溝を設け、また道路内に上下水道管を埋設する計画となっています。公共の上下水道管を利用し、雨水排水については新設の道路から既設の東側の市道に雨水排水を流す計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

以上、説明しました3件の案件については、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、4件の説明を申し上げます。

番号1は、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ売渡されるものです。
(位置図により場所の説明)

次に番号2は、八坂地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、県農業振興推進機構より購入するものです。
(位置図により場所の説明)

次に番号3は、八坂地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、県農業振興推進機構より購入するものです。
(位置図により場所の説明)

次に議案書9ページ、番号4は、下岩田地内の畑1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、県農業振興推進機構より購入するものです。
(位置図により場所の説明)

以上、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について10件を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

借受人の利用権解除が、令和2年12月上旬で急だったため、本来の受付期間に間に合わず、今月の設定となったところです。

番号1～番号6までは、利用権の設定を受ける者が同一ですので、併せて説明します。福童地内の田29筆です。

(面積、利用権を設定する者、利用目的、期間、賃借料の説明)

番号7～番号10までも、利用権の設定を受ける者が同一ですので、併せて説明します。福童地内の田14筆、畑1筆、計15筆です。

(面積、利用権を設定する者、利用目的、期間、賃借料の説明)

なお、位置図については、省略させていただきます。

以上、10件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借10件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議

方よろしく願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

○議長 次に、議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の16ページをお願いします。

議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外分)をご説明いたします。

番号1は、干潟地内で農振農用地区内の田61筆、畑34筆、合計95筆、面積は65,737.75平方メートルです。所有者につきましては議案書17ページから18ページをご覧ください。

転用事業者はAで、貸倉庫の建設のために、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い、小郡市から農業委員会へ意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

農振除外後の農地区分は第1種農地ですが、現在、小郡市が進めている「農村産業法(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)」に基づく「農産実施計画」の中で当該申請内容が策定された場合には、その計画に規定された施設を整備する場合には、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行令第4条第1項第2号「へ」の(1)に該当し、「農地の転用の不許可の例外」となります。

従って、「農産実施計画」が策定された後は、第1種農地の例外規定に

該当します。

また、排水に関しては、開発区域内に調整池7, 681.47平方メートルを設置する計画となっています。なお、申請地北西部分と南西部分には、緑地3, 185.03平方メートルを設け、既存集落との緩衝帯となるような計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ
ます。

また、立石地区会議においてもご承認を受けています。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりました
ので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見につい
て、第1分科会において事務局より説明を受け 内容等を慎重に審査
した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審
議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について原案通り承認する
ことに賛成の委員は、挙手をおねがいします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認し、市に報告いたし
ます。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項1件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出  
22件につきまして、報告いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

番号1は、力武地内の田1筆です。

貸人の都合のため、合意解約されるものです。

番号2は、八坂地内の田2筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

番号3から議案書24ページ、番号11までの9件の案件は、借人が  
同一のもので、福童地内の田41筆です。

借人の都合のため、合意解約されるものです。

議案書の25ページ、番号12は、上岩田地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

番号13は、福童地内の田2筆です。

借人の都合のため、合意解約されるものです。

番号14から議案書の26ページ、番号15までは、借人が同一のも  
ので、福童地内の田6筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

番号16は、福童地内の田6筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

議案書の27ページ、番号17から議案書の28ページ、番号20ま  
では、借人が同一のもので、福童地内の田4筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

番号21は、福童地内の田2筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

議案書の29ページ、番号22は、福童地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

詳細については記載のとおりであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の  
転用届出について、1件の報告いたします。

番号1は、小郡地内の畑1筆です。

露天駐車場として利用するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載のとおりでございます。  
以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年1月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和3年1月8日(金) 午後 2時38分 閉会